（B × 64.451 ＋ C × 81.601 ＋ D × 128.491）／A

［略］

［2　略］

3　居宅介護サービス等受給者は、その年の二月分として、当該市町村が介護保険事業状況報告によつて厚生労働省に報告した「一般状況⑾居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値（以下「居宅介護サービス受給者数」という。）と、その年の二月分として、当該市町村が介護保険事業状況報告によつて厚生労働省に報告した「一般状況⑿地域密着型介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値（以下「地域密着型介護サービス受給者数」という。）の合計数とする。

（B × 64.906 ＋ C × 82.179 ＋ D × 129.404）／A

［同左］

［2　同上］

3　居宅サービス等受給者は、その年の二月分として、当該市町村が介護保険事業状況報告によつて厚生労働省に報告した「一般状況⑾居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値（以下「居宅介護サービス受給者数」という。）と、その年の二月分として、当該市町村が介護保険事業状況報告によつて厚生労働省に報告した「一般状況⑿地域密着型（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値（以下「地域密着型介護サービス受給者数」という。）の合計数とする。ただし、平成二十七年四月から平成二十七年十二月までの間に介護予防給付の一部（訪問介護・通所介護）が地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業へ移行開始した団体にあつては、平成二十七年二月分の居宅介護サービス受給者数に一・〇四二と一・一四を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と、平成二十七年二月分の地域密着型介護サービス受給者数に一・〇四二と一・一四を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数（以下「平成二十七年特例適用数」という。）が、平成二十九年二月分の居宅介護サービス受給者数と二十九年二月分の地域密着型介護サービス受給者数の合計数を超える場合は、平成二十七年特例適用数を居宅介護サービス等受給者数とし、平成二十八年一月から平成二十八年十二月までの間に介護予防給付の一部（訪問介護・通所介護）が地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業へ移行開始した団体にあつては、平成二十八年二月分の居宅介護サービス受給者数に一・一四を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と、平成二十八年二月分の地域密着型介護サービス受給者数に一・一四を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数（以下「平成二十八年特例適用数」という。）が、平成二十九年二月分の居宅介